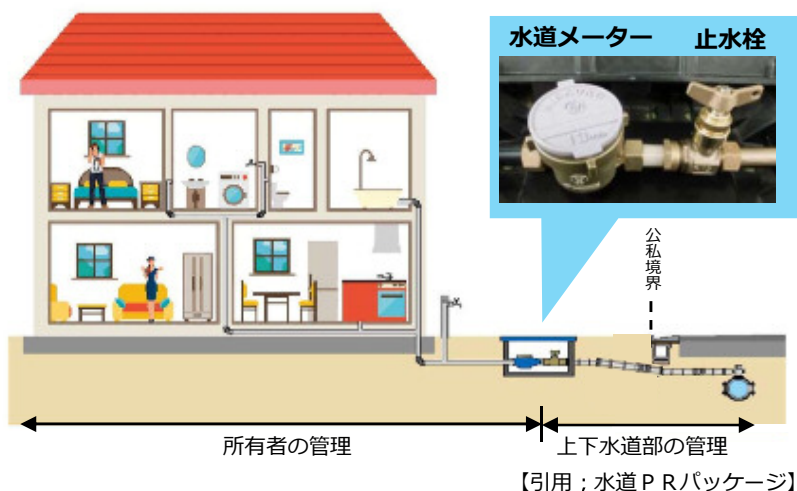


1. 給水装置について

給水装置とは、配水管から分岐した給水引込管とそれに直結している給水器具のことです。



水道メーターは水の使用量を計る計量器です。

水道メーターを検針して使用量を計り、水道料金や下水道使用料を算出する根拠としています。

一宮市では、2か月ごとに検針を行っています。また、計量法に基づき8年の検定有効期限が切れる前に水道メーターの取替を計画的に行っています。



2. 排水設備について

排水設備とは、下水を下水道管に流入させるために設置する取付管や宅内のます等のこと。

下水道法第10条、第11条の3では次のように義務づけられています。

くみ取り便所を使用している場合

供用開始から3年以内に水洗便所に改造し、下水道へ接続することになっています。

浄化槽を使用している場合

供用開始後すみやかに排水設備を設置し、下水道へ接続することになっています。

